読替え後の「大阪外国語大学外国語学部科目試験に関する規程」

平成17年3月8日

制

最近読替改正 平 26. 5. 8

(趣旨)

第1条 この規程は、読替え後の大阪外国語大学外国語学部教育課程に関する 規程第8条第3項の規定に基づき、旧外国語学部の科目試験に関し必要な事項 を定めるものとする。

(試験)

- 第2条 科目試験は、定期試験、平常試験及び追試験に区分する。
- 2 定期試験は、学期末及び学年度末に行う。
- 3 授業科目によっては、定期試験に代えて論文又はレポートを課すことがある。
- 4 定期試験の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 定期試験以外に、担当教員の判断により、平常授業時に試験を行うことがある。
- 6 別表に掲げる事由により定期試験を欠席した者に対しては、担当教員の判断 により追試験を行うことがある。
- 7 別表に掲げる事由により試験を欠席する者は、原則として当該定期試験日当日までに言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室学務係(以下「学務係」という。)に連絡をするとともに、当該定期試験日から起算して5日以内に、別表に定める欠席事由に応じた必要証明書類を添付した追試験願(様式第1号)を学務係の確認を経て、担当教員に提出するものとする。
- 8 前項の追試験願の提出を受けた担当教員は、追試験を行う場合には、原則として、成績提出期限日の前日までの期間内で、追試験の実施日を設定し、学務係に連絡する。
- 9 追試験の受験許可及び追試験の実施日時等については、掲示により告知する。
- 10 担当教員は、追試験を実施しない場合においても、追試験願を提出した者に 対しては、当該欠席を欠席日数に算入しない等、評価において不利益とならな いように配慮するものとする。

(受験条件)

**第3条** 適正な履修登録がなされていない者については、前条に規定する試験 を受験することができない。

(不正行為)

第4条 第2条に規定する試験において不正行為を行った者については、教育 課程上の処分として、当該年度の全履修科目の成績を無効とするほか、読替え 後の大阪外国語大学学則に基づき、懲戒処分を行う。

#### 附則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

#### 附則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

### 附則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

### 附則

この改正は、平成26年5月8日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

# 別表

欠 席 事 由	必要証明書類
天災その他予見できない事故による場合	罹災証明書又は事故証明書
負傷又は疾病による場合	医師の診断書
忌引きの場合 (3親等以内の親族に限る	会葬はがき等(死亡日又は葬儀日を
。)	確認することができるもの)
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律	「選任手続期日のお知らせ(呼出状
(平成16年法律第63号)に基づく裁判員	)」等、裁判所への出頭日を確認す
の選任手続のため及び裁判員の職務に従	ることができるもの
事するため裁判所に出頭した場合	
居住地又は通学経路に係る区域に「特別	通学定期乗車券発行控等(住所又は
警報」が発表された場合	通学経路を確認することができるも
	の)
教職課程の「教育(養護)実習」又は「	教育(養護)実習又は介護等の体験
介護等の体験」に参加する場合	の期間を確認することができるもの

# 様式第1号(第2条関係)

追試験願

平成 年 月 日

担 当 教 員 名 殿

□国際文化学科	□昼間主コース
□地域文化学科	□夜間主コース
専攻	
学年年 学籍	<b>普番号</b>
氏名	印

私は、平成 年度の定期試験(学期末試験・学年度末試験)において、下記 科目の試験を欠席しましたので、追試験の受験を許可くださいますようお願いし ます。

なお、指定された日時に必ず受験いたします。

記

受	験	科	目					
欠席事	≰由							

注)医師の診断書等欠席事由を証明できる書類を必ず添付すること。

学務係確認印